



高松コンストラクショングループが青木あすなろ建設<1865>株式の 変更報告書を提出（買い増し）



青木あすなろ建設<1865>について、高松コンストラクショングループが3月16日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出了。

提出理由は「共同保有者の本店所在地変更のため」によるもの。

報告書によると、高松コンストラクショングループの青木あすなろ建設株式保有比率は、80.59%と0.93%買い増しました。

報告義務発生日は、2012年3月1日。